

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	自立支援医療費支給決定事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

玉名市は、自立支援医療費支給決定事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

玉名市長

公表日

令和4年3月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	自立支援医療費支給認定事務
②事務の概要	<p>自立支援医療制度は、心身の障害を除去、軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度である。 身体障害に対しての更生(育成)医療制度と、精神疾患に対する精神通院医療制度に分かれる。</p> <p>更生(育成)医療制度においては、身体障害者福祉法第4条に規定する「身体上の障害を有する者であって、身体機能の改善、維持等の確実なる治療効果が期待できるもの」を対象としている。市で行う業務としては、申請書を受付ける際に本人の障害情報や所得、医療機関からの意見書の内容を確認し、各情報システムへ入力を行う。状況により熊本県福祉総合相談所へ判定依頼を行い、決定通知書と受給者証を交付する。</p> <p>精神通院医療制度においては、精神保健福祉法第5条に規定する精神障害者またはてんかんを有する者で障害者総合支援法施行規則第6条の19規定による「通院による治療を継続的に必要とする程度」の状態の精神障害を有する者を対象としている。市で行う業務としては、申請書を受付けた後の熊本県精神保健福祉センターへ進達、センターでの支給決定が済んだ後の受給者証交付、各情報システム入力等を行う。</p> <p>玉名市では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「総合支援法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に則り、特定個人情報ファイルを下記項目にて取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">①申請書等の受付確認②自己負担金上限額算定のための課税情報確認③進達業務④総合福祉システムへの申請情報入力⑤総合福祉システムへの支給決定情報入力⑥受給者証作成⑦受給者証交付
③システムの名称	総合福祉システム(WEL+)
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)更生(育成)医療受給者ファイル (2)精神通院医療受給者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) *番号表別表第一84項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別第一の主務省令で定める事務を定める命令第60条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(特定個人情報の照会及び提供) ・番号法第19条第8号 別表第2の108,109,110	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	健康福祉部総合福祉課	
②所属長の役職名	総合福祉課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	総務部総務課	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	健康福祉部総合福祉課	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="checkbox"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/>]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月21日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	(1)住民基本台帳ファイル (2)	(1)更生(育成)医療受給者ファイル (2)精神通院医療受給者ファイル	事後	
令和1年6月21日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・番号表別表第一-84項 2. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(総合支援法)(平成17年法律第123号) ・第6条の18(自立支援医療費の対象) ・第29条第1項(自立支援医療費の支給に際し支給認定に用いる世帯) ・第58条第1項(自立支援医療費(更生医療)の支給認定) 等	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・番号表別表第一-84項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第60条	事後	
令和1年6月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	①総合福祉課 ②課長 松岡 康吉	①健康福祉部総合福祉課 ②総合福祉課長	事後	
令和3年11月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	精神通院医療制度においては、精神保健福祉法第5条に規定する精神障害者またはてんかんを有する者で障害者総合支援施工規則第6条の19規定による「通院による治療を継続的に必要とする程度」の状態の精神障害を有する者を対象としている。市で行う業務としては、申請書を受け付けた後の熊本県精神保健福祉センターへ進達、センターでの支給決定が済んだ後の受給者証交付、各情報システム入力等を行う。	精神通院医療制度においては、精神保健福祉法第5条に規定する精神障害者またはてんかんを有する者で障害者総合支援施工規則第6条の19規定による「通院による治療を継続的に必要とする程度」の状態の精神障害を有する者を対象としている。市で行う業務としては、申請書を受け付けた後の熊本県精神保健福祉センターへ進達、センターでの支給決定が済んだ後の受給者証交付、各情報システム入力等を行う。	事後	
令和3年11月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ②法律上の根拠	(特定個人情報の照会及び提供) ・番号法第19条第7号 別表第2の108,109,110	(特定個人情報の照会及び提供) ・番号法第19条第8号 別表第2の108,109,110	事後	
令和3年11月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	総合福祉システム	総合福祉システム(WEL+)	事後	